

令和2年7月10日

各県 災害救助担当主管部局（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）

在宅避難者への物資・情報等の提供について

今般の令和2年7月豪雨の災害においては、多数の方が避難所での生活を余儀なくされているところですが、避難者の中には、特段の事情があり避難所に避難できず、在宅で避難生活を送っている場合も考えられます。

発災後の在宅避難者への対応については「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当））にお示ししていますが、今般の災害により、在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で提供している下記の物資・情報等については、被害の状況や地域の実情を踏まえ、避難所に取りに来られた場合等に適切に提供していただくようお願いします。

記

- （1）食料（乳児用ミルク等も含む）、水、紙おむつ、生理用品等の必要な物資の配布
- （2）医師・保健師等による保健・医療等のサービスの提供
- （3）住まいや生活環境等に関する行政からの正確な情報の伝達等

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
担当：赤司、長谷川、秋吉
TEL：03-3501-5191

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成 25 年
8 月(平成 28 年 4 月改定)内閣府(防災担当))(抄)

第 2 発災後における対応

1.5 在宅避難

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切であること。
- (2) そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切であること。
- (3) 在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じること。
- (4) 災対法第 90 条の 3 に基づき作成する被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましいこと。
- (5) 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。